

平成 29 年

第 5 回 定例委員会

# 会 議 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 29 年 第 5 回 (定 例)・臨 時 委 員 会 会 議 録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 29 年 3 月 28 日 午前・(後) 1 時 30 分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4 階 会議室
閉会日時	平成 29 年 3 月 28 日 午前・(後) 5 時 50 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員		欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
1 番委員 佐藤 辰夫			仲川 正道
2 番委員 仲川 正道			児玉 勝巳
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 中村 友子			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治  書記 (庶務係) 土屋 康洋		社会教育課 課長 越前 範行	
傍 聴 人	有 (無)	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第12号 佐渡市教職員住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第13号 佐渡市コーポハウス条例施行規則の制定について 議案第14号 佐渡市教育委員会職員の人事異動について 議案第15号 佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱について 議案第16号 佐渡学センター所長の任命について 議案第17号 佐渡博物館長の任命について 議案第18号 佐渡市図書館協議会委員の委嘱について 議案第19号 教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について 議案第20号 佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について 議案第21号 佐渡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第22号 佐渡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案第23号 佐渡市地域の拠点施設等整備支援事業補助金交付要綱の制定について 議案第24号 佐渡市地域の拠点施設等整備支援事業補助金交付要領の制定について 議案第25号 佐渡市地域の拠点施設等整備支援事業活性化協議会規約の制定について 議案第26号 佐渡市教育委員会委員の辞職の同意について <協議事項> 1 平成29年度 重点施策について 2 教育振興基本計画に対する意見について <報告事項> 1 学校の諸問題について 2 その他 <その他> 次回臨時会・定例会開催日		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<p>◎本定例教育委員会は、午後1時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただいまから平成29年第5回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li> <li>・ 初めに、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第21条の規定により、仲川委員と児玉委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</li> <li>・ ここで議事日程の変更について事務局の説明をお願いします。</li> <li>・ 議事日程ですが、当初日程第9の議案第19号までを郵送させていただきましたが、その後7本の議案が追加としてされております。あわせて、協議事項として平成29年度の重点施策のほかに教育振興基本計画に対する意見についてということで、社会教育委員の委員長さんが意見を述べる機会が欲しいということで、そのことがここに追加されております。変更点は以上です。今日、お配りした議事日程の方で進行をお願いしたいと思います。</li> <li>・ 議事日程の変更について提案がありましたが、承認してよろしいでしょうか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議ないようですので、議事日程を変更するものとします。</li> <li>・ それでは、日程第2、議案第12号「佐渡市教職員住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。なお、発言の際は挙手をお願いいたします。それでは、説明をお願いします。</li> <li>・ それでは、申し訳ありませんが、議案の訂正があります。様式の一部に誤謬がありましたので、変更したいと思います。7ページは、請け書になっています。文言を平成何年何月の3行目の右の方に「貴職の指示に违背しないことを誓約します。」という記載になっておりますが、提出先が佐渡市教育委員会ですので、「貴職」という言葉は当たらないため、「貴教育委員会」に訂正させてください。</li> <li>・ 同様に25ページです。コーポハウス条例の関係ですが、これも同じく「貴職」というところを「貴教育委員会」と訂正をお願いします。</li> <li>・ 22ページのコーポハウスについては教職員のほかに一般のサラリーマンも入居できるということから「勤務学校名」という表記を「勤務学校名又は勤務先」という表記に変更したいと思います。</li> <li>・ それでは、まず佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の施行規則の関係ですが、条例につきましては、先月の定例教育委員会で議決いただいたところです。その条例の内容につきましては、一連の手續等を見直したものでしたが、今回の規則改正は、書式等を定めるものです。</li> <li>・ それでは、11ページの新旧対照表の方でご説明いたします。まず、第3条です。改正前の条例第3条については入居者の選考という内容でしたが、改正後の条例は、入居の申込み及び許可という内容に変更しています。</li> <li>・ 今回の規則の改正では、文言整理等、様式第2号の教職員住宅の入居許</li> </ul>
---	---

<p>・佐藤委員長</p> <p>・委員全員</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・委員全員</p> <p>・佐藤委員長</p>	<p>可証について、様式の変更をさせていただきました。以下第3条の2、第3条の3、第3条の4まで新たに条例の改正に合わせまして追加をするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まず、第3条の2、「入居届」の関係ですが、入居届の届け出義務を規定しました。届け書については、記載の入居日をもって日割り計算の規定を定めました。</li> <li>・ 第3条の3につきましては、「請け書」の提出を規定しました。請け書につきましては、保証人との連書とし、保証人は入居者が滞納や住宅に損害を与えた場合について連帯して債務を負うという規定です。なお、保証人の規定につきましては、これまで条例、規則には特に定めていませんでしたが、佐渡市の住宅条例を参考にこの請け書を提出させていただいておりました。今回の改正で明記したものです。</li> <li>・ 次の第3条の4の「使用期間の変更又は更新」ですが、先回の条例改正においてその使用期間の期限を原則3年と定めましたので、このことについて規定並びに様式を定めたものです。</li> <li>・ 次、第4条の「使用料」の関係ですが、改正前の使用料については、納入方法のみの規定でした。日割り計算や端数処理を新たに追加するものです。</li> <li>・ 第4条第1項、改正後ですが、現在納付書による納付のほか口座振替もやっているということで明記しました。</li> <li>・ 第2項は、日割り計算の始期、終期を明記しました。</li> <li>・ 第3項は、当月分の使用料については、当月末日までを納期限とすることを明記しました。</li> <li>・ 第4項ですが、両津教職員住宅の使用料については、別表の中で1平方メートルにつき200円以内で別途定めるという条例の規定がありましたが、特にどこにも規定されていませんでしたので、4,500円を明記しました。</li> <li>・ 最後の第5項ですが、これは日割り計算の端数処理の規定をしました。100円未満の切り捨ての端数処理の方法については、佐渡市の住宅条例と同様な取扱いということで明記しました。</li> <li>・ 繰り返しますが、文言の訂正、そして条例の新旧対照表の説明をいただきました。このことについて質疑ありますでしょうか。特にありませんか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第12号「佐渡市教職員住宅条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ それでは、次に日程第3、議案第13号「佐渡市コーポハウス条例施行規</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<p>則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐渡市コーポハウス条例施行規則ですが、これは教職員のほかにサラリーマンも入居できるという施設です。そもそもコーポハウス条例の施行規則は、定めがこれまでありませんでした。条例の改正とあわせて、先ほどの教職員住宅条例の施行規則とほぼ同様の内容のもので新規制定するものです。</li> <li>・ まず、第1条は、趣旨の規定です。第2条は、入居の申込み及び申込みの様式を規定しました。第3条は入居の許可証及び様式の規定、第4条は入居届及び様式の規定、第5条は請け書及び保証人の規定、様式の規定です。第6条は、使用期間の変更、更新及び様式を規定しました。第7条の使用料につきましては、日割り計算と、第2項では当月分の使用料については月末までに納付するという規定を入れました。最後の第8条ですが、明け渡しについては、教職員住宅条例の施行規則はもともと規定してありましたので、この明け渡し規定をコーポハウス条例の規則にも同様に規定をするものです。</li> <li>・ 以下書式等につきましては、先ほどの教職員住宅条例の様式等と同一です。</li> <li>・ 以上です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、質疑がありましたら挙手をお願いします。</li> <li>・ 前回か前々回、コーポハウスについて初めて我々は伺いました。その説明の中で、これについては旧畑野町がつくったもので、それを佐渡市教育委員会の方で引き継いでいくと。教職員のためのハウスではあるけれども、空きがあるときにはいわゆる転勤族の方、サラリーマンという表現だったかと思いますが、転勤族の方も住むことができるという意味合いのものだと伺ったんですが、そういうことについてはここに明記する必要はありませんか。例えば教職員を優先して入居させるが、空きのあるときには転勤族の方も入居できるとか、あるいは教職員以外については例えば1年ごとに更新をしないと、場合によっては更新できない場合もある、というようなことが何かないと趣旨と違ってくるのではないかというおそれがあるものですから。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討はしましたが、もともと規則もなかったということと、どちらが優先するという明確な規定さえなかったので、教育委員会の規則で教職員を優先するという規定については躊躇した部分があります。</li> <li>・ 教育委員会で管理しているわけですよ。</li> <li>・ 管理です。そうしますと、当然教職員の方を優先したいということになるかと思いますが。</li> <li>・ 何かそういうことで問題が起こりませんか。</li> <li>・ 今実際に1人入居されています。運用でやると混乱が起きる可能性もありますが、過去の状況からしますとそういったことはこれまでなかったようです。優先順位をつけなくても入れる人の方から入居する形で。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こういう規則を定めるのはいい機会なものですから。</li> <li>・ はい、この際ですから。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連質問になりますが、特に教職員が優先するという、そういう根拠もないわけですね、結局。それで文言化できないと、そういうことですか。</li> <li>・ 条例に規定されてなくて、規則さえもなかったものですから、過去の状況が記載されておりません。そういった面もありました。</li> <li>・ 文言化する根拠がないという……</li> <li>・ あくまでも並列という。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラブルなく管理できるのであれば結構なんですけれども。当初の、慣例という言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、教育委員会に管理を委託したということはそういう意味合いがあったものだと考えられます。はっきりするべきときにはっきりした方が私はいいと思っています。皆さんこれで十分運用できるのであれば、それで仮に一旦定めてまた様子を見るという手もありますが、なかなか新しく規則を定めるというタイミングがほかにとれるかどうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の充足は今までは超えたことがない、近年。今お一人と言いました。</li> <li>・ 現在畑野のコーポハウスに一般の方がお住まいになっていますが、それ以外は教職員です。この異動時期に、島外から異動してくる若い方から「教員住宅はありますかと、空いていますか」という問い合わせは当然あります。ただ、今課長も言ったように部屋数を超えて希望はありますが、今入っている方がそこに入ったときの約束で教員以外の方でも入っているわけなんですけども、今回新たに決めたから出ていけというのも乱暴な話だということで、なかなかそういうふういきちと決められないという課長の苦しいところがあると私は判断していますが。であれば、例えば今いらっしゃる方が出るというタイミングがあったときに、改めて教職員を優先するというような条項を一部入れたもので改正を図って、それ以降はそういう優先順位にするという形にすると、今借りている方にも迷惑がかからず、運用的にもうまく切り替わっていくのかなと。現実、佐渡の国中の学校に勤務する方たちが希望として多いのが畑野の住宅と畑野のコーポハウスと、あと真野の教員住宅、この3か所。国中にはそこしかないもので、空いていけば入りたいということで、今年度も定員より少し多い希望は実際のところあったんですけれども、どういうふうに調整したかわかりませんが、多分純粋に希望をとれば、空いているなら入りたいと言って手を挙げてくる方は当然いると思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理が言っていることもありますが、反対の見方というか、他の方は優先されませんよということで、その根拠はと問われたときに、こっちがそれに答えられない場合もあり得るケースですね。教育委員会で管理し</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<p>ていますが、他に公募していないというか、「コーポハウスに、一般の方入れます」のように、教諭の住居探しが終わった後、空きがあるということでの周知の仕方になりますので、教職員の方が優先されている状態ではありません。運用上では。根拠がはっきりしませんが、多分補助金ですよ、これ建てた。お金の出どころがどういう目的での補助金かというところをしっかりと精査しないと、こちらの規則の方に明記するというのは今のところ難しいような気がするので、そのあたりしっかりと確認でき、そしてこれは優先してもいいんだということであれば、そのあたりのところを加味した規則にしていく方向で進めさせていただければというふうに思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年以降の状況ですが、13 戸あるうち、平成 22 年度は 13 分の 10、23 年度が 13 分の 13、24 年度が 13 分の 12、25 年度が 13 分の 10、26 年度、13 分の 11、27 年度が 13 分の 11、今現在 13 分の 10 です。現在、若干の空きがあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ でも、充足率は高い方ですよ。</li> <li>・ 高いです。77%です。</li> <li>・ どういうお金で建てたかというのはすぐわかるんじゃないですか。前回から議題に出ていなのだから、調べてあると思ったんだけども。</li> <li>・ 確認させます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の実情、それからこれまでの背景等からいかがでしょうか。原案に沿って教職員を優先するという条文は入れないでという面についてはいかがですか。特にトラブったことはないという実情だそうですが、それと現在教職員以外の方が住んでおられる、利用しているという実情だそうです。いずれにしても補助金のところは、この際ですので、一旦明確にしておいていただけますか、コーポについては。明確にできれば一番望ましいかとは思いますが、それ以上今の段階でははっきりできないということですが、よろしいですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いたし方ないとか今ここでは言えないかもしれません。今まで文言になっていなかったものを最低限のところは文言化したと。今後どういってお金で建てたか確認しながら、また時期を見てははっきりさせるべきことがあればはっきりさせた方がいいかなと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その部分記録に残る部分もありますから、ひとつ確認の方よろしく願います。</li> <li>・ はい。</li> <li>・ それでは、本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 13 号「佐渡市コーポハウス条例施行規則の制定について」は原案どおり可決されました。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、議案第 14 号から 18 号まで、この件については人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。</li> <li>・ 挙手</li> <li>・ 全員挙手であります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、議案第 14 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」、議案第 15 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱について」、議案第 16 号「佐渡学センター所長の任命について」、議案第 17 号「佐渡博物館長の任命について」、議案第 18 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱について」を秘密会といたします。</li> <li>・ それでは、日程第 4、議案第 14 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 14 号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」は原案どおり可決されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 続いて、日程第 5、議案第 15 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 15 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 続いて、日程第 6、議案第 16 号「佐渡学センター所長の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 16 号「佐渡学センター所長の任命について」は原案どおり可決されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 続いて、日程第 7、議案第 17 号「佐渡博物館長の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 17 号「佐渡博物館長の任命について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 続いて、日程第 8、議案第 18 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 18 号「佐渡市図書館協議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 日程第 9、議案第 19 号「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 34 ページと別添の評価報告書ということでご説明させていただきます。まず、教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に規定がありまして、報告書の作成と議会への報告並びに公表等が義務づけられております。申し訳ありませんが、報告を怠っておりました。このたび本報告書につきまして今定例委員会の方で議決をいただき、議会の方に提出をしたいということで、時間のない中ではありますが、内容につきまして審議をお願いいたします。なお、報告書の内容等につきましては、補佐の伊藤の方から説明させます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お配りしました資料のページ 1 枚めくっていただきますと、教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価についてということ、この内容についてこういうことをやりますということをここに書いてあります。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律に書かれているもので、毎年その権限に属する事務について、執行の状況についての点検と評価を行って、それを報告書にまとめ、議会に提出し、公表しなければいけないとなっております。これまで、ある程度取り組んではいたのですが、最後までできなかったという経過がありました。それで、今までやってきたことについてもう一回探ってみて、かつ、各市町村の評価の方法を参考にして、今回この報告書を作成しました。この報告についての様式は特に決まったものはありません。各市町村に任せられています。よって、それぞれ市町村によってさまざまな評価の仕方をしてはいますが、今回私の方は長岡と胎内、三条、新潟、県外自治体も参考にしながら、この評価を作ってみたものであります。</li> </ul>

<p>・ 佐藤委員長</p> <p>・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価の仕方としては、まず 27 年度、前年度の事務について評価をしています。1 ページ表紙裏のところの 2 番ですが、点検及び評価の方法といたしまして、平成 27 年度の佐渡市の教育基本方針に掲げてある項目、これにあわせて各担当部局、学校教育課、社会教育課、世界遺産推進課の文化財の課ごとにそれぞれ主な事業を取り上げ、その内容と成果、課題、今後の方針についてを自己評価してもらいました。</li> <li>・ 点検の手順といたしましては、まず事務局の方で点検を行います。その後、地教行法の第 26 条の 2 項にもありますが、事務点検評価者による点検、評価の実施ということで、外部からの評価を受け、これを参考に知見の活用を図るということがありますので、今回は事務点検評価者として新大名誉教授の池田哲夫先生と、元真野小学校校長の笹本芳廣さん、2 名に外部点検をお願いしました。外部点検の前にまず自己評価ということでランク A、B、C を設けました。期待した効果がある、A、一定の効果がある、B、期待した効果はほとんどなかったというのが C であります。項目としては次の目次に書いてありますが、先ほどの基本方針の柱に合う事業をそれぞれ充てまして、各課ごとに、各担当から自己評価してもらいました。</li> <li>・ 1 ページをご覧ください。評価の前に項目の 1 つとして教育委員会の活動状況についてここに挙げました。あわせて 5 ページ、教育委員会の会議以外にはどういうことをやっているかということで、今回総合教育会議、平成 27 年から始まりましたので、それについてここに挙げてあります。そのほかに会議と研修、その他いろいろな行事等に参加しているということで、本当に列挙してあるだけですが、このような図にまとめています。今回総合教育会議で佐渡市の新大綱ができたので、ここに教育大綱を載せておきました。</li> <li>・ 次に、6—1 ページ以降ですが、ここから学校教育課の項目が始まっています。次に、7—1 というところで、ここに社会教育課の項目が入っています。最後に、8—1 以降から世界遺産のものが入っています。</li> <li>・ 今回こうやってやってみたんですが、外部評価の先生の方からは評価の指標が見えないと言われました。それで、指標、目標を立てて、それに対して数値化をし、どれだけいったかというのを数値化できる事業に限られていたんですが、それも資料として用意して 3 月 14 日と 16 日の 2 日間 2 人の評価者の方々から見ていただきました。14 日には足りないものを挙げてもらって資料をつくり、16 日には事業ごとにこの場所でヒアリングを行いました。そのヒアリングでどういう事業をやっていくかということ、今回足りない分実際に聞き取ってもらい、最後に講評をやってもらったという経過です。</li> <li>・ 説明ありがとうございます。それでは、質疑を受けたいと思います。質問いろいろあるかと思いますが、忌憚のないところをひとつお願いします。</li> <li>・ というか、もっていき方がわからないところがあるので、この報告書を</li> </ul>
------------------------------	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<p>今日は議決を求めるわけですね。議決を求めて議決をしたらその後、議会の方に報告するという形なんですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> <li>・ ここで直す余地はありますか。</li> <li>・ あります。</li> <li>・ 一応ざっと目を通して、気になったのは全部付箋を貼ってきて、まだ足りないと思っています。どこまで言えばいいか、どこまで直るのがかよくわからなかったものですから。大ざっぱに言うと、文言の整理がしっかりとできていない。学校教育課については、文章は割とよくまとまっているという感じは受けました。社会教育課のページにいくと急にミスが目立つようになる。体言止めが急に出てくる。かぎ括弧が半分しかない校正ミスが随分目につくものですから、今そんなことやっていくと、どんなに時間があっても足りないので、どこで止めようかなとも思っています。それから外部評価の方々の教育委員に対する意見についても、これはこれとして受けなければいけないけれども、どのような説明をこの外部評価の方々に事務局としてされたのかというところもわからないものですから、このまま受け入れていいのかがどうかは実はよくわからないという状況なんです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修正は、ここでできるだけことはしていただきたいと思います。まだ直す余地はたくさんあります。気がつくところで修正をしたいと思っています。あと、委員への説明ですが、まずこれを見ていただいたとき、指標というのが見えないので、それを立てほしいと言われました。この中にも数値化されたものもあるのですが、資料をつくれるところをつくってもらってもう一回見ていただきました。あと教育委員の活動については、ここに書かれてある以外に、実際もっと何かやっているのではないですかと言われました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私も内容に入る前にわからないところがありますので、教えてください。事務の点検及び評価報告書ということで、報告書となっているわけですが、これは法的なものに基づいて作成されていると。そして、評価されているということですが、違和感を感じたのは、27年度の事務対象を28年度にやって、28年度の末に報告している。このスパンのこれがどうも改善見直し等に本当に生かされるんだろうか。また、そうでないと評価というのは単なる評価が評価で終わってしまっただけではもったいない、無駄というか、そういう部分も出てきますので、そのあたり法的なものとして、どういうスパンで進めるとなっているんでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今の件につきましては、予算の審議の時期が11月に締めますので、当然それまでの間にはこれを終えておいて、次年度のいわゆる課題につなげていかなければせっかくやった意味がないと考えております。今年については申し訳ありませんが、つくったにもかかわらず、それが次の予算に生か</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・佐藤委員長</li>   <li>・児玉教育長</li>   <li>・佐藤委員長</li>   <li>・仲川委員</li>   <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>されない状態ですので、平成 29 年度からの報告についてはそれまでには仕上げるように努力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来の姿ではない。</li> <li>・ タイミングが合っていないですね。</li> <li>・ 何か表紙のところに 27 年、28 年、29 年という 3 年間にわたる年号が入っているの、どうもフットワークが重いなという気がしたので。</li> <li>・ 本当におっしゃるとおりで、私も気になっていました。本当にこの時期になってしまったと。最後の評価の総評の方が 2 人の委員の方から本当にこのとおりだなと思いますが、この次からはもっと適宜に評価して出すことをやっていかないと、そのところは講評で厳しくこの後言われるんじゃないかなと。あえて 27 年度のを 28 年度末にというところで出させていただきたいと、一応けじめをつけさせていただきたいということで今日お諮りするものです。申し訳ありませんが、よろしくお祈りします。</li> <li>・ ほかに、内容に入る前に金子委員、中村委員、事前に目を通していただいているわけですが、何かお気づきの点ありましたら。よろしいですか。</li> <li>・ それでは、文言の加除訂正も含めて確認をお願いします。5 ページまでのところでお気づきの点ありましたらご指摘、ご意見下さい。</li> <li>・ 2 点お願いします。時間が余りないので、急いで言いますが、1 ページから教育委員会の定例会、臨時会、それから総合教育会議等々の項目が出ていますけれども、山田管理さん、定例会のときにはいつも報告事項として学校の諸問題というのが入っていたと考えているのですが、2 ページの第 13 回の定例会、7 月の定例会以前に学校の諸問題が報告されていないということは、これ正しいでしょうか。これが 1 点目。</li> <li>・ それから、27 年の第 9 回のところから私は参加をさせていただいていますが、その前の年度に比べると、総合教育会議が出てきて急激に教育委員会の回数が増えていると思います。それは何に起因するかというと、ここに書かれていないいわゆる勉強会なんですよ。そういうことにもあわせて外部評価委員の方の意見も出てきているのではないかと思います。それに勉強会って名前は考えた方がいい。私は研修会がいいと思っているのですが、教育委員研修会という名前にして載せてしまった方がいいんじゃないか、そのときに何を話し合ったか。議事録はとらなくて結構だと思いますけれども、これだけ研究もしているということは出した方がいいのではないかと思います。</li> <li>・ 項目を入れる件については、追加します。</li> <li>・ 目次のところにつきましては、教育の基本方針と整合性が必要かと思うんですが、1 つ。目次、学校教育課の「意欲を持ち」の持つというのは平仮名になるんだろうと思います。それから、(3)の「学校教育の基盤と充実」、「基盤整備と充実」、「整備」。あと 5 ページまでは私はありません。</li> <li>・ ほかに委員の方、お気づきの点ありましたら、せつかくの機会ですので。</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何回か前の会議の中で山田管理の方から、実際手に持つものは「持」という漢字使う、そうでない抽象的なものについては漢字は使わないとご教示がありました。統一するなら統一してしまっ、社会教育課にいくとほとんどが漢字を使っていますので、今ここで指摘をするときりがありませんので、もう一度統一をしてもらいたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、一旦前進します。佐渡市教育大綱、これはよろしいでしょうか。27年11月制定となってそのまま。</li> <li>・ それでは、内容に入りまして、教育委員会の事務の管理及び執行の状況ということで6-1から6-8の1番の「意欲を持ち確かな学力を身につける教育の充実」、この大きなゴシックの1番、6-1から6-8まででお気づきの点ありましたらお願いします。</li> <li>・ 6-1ページ、細かいことは避けたいと思います。①、教職員の指導力向上により云々で2行目、「自立する人づくりを目指し」でしたか。自立する子どもの育成を目指しか、自立する人づくりということは、27年度のことなので、私は何とも言えないんですが、そこを確認します。</li> <li>・ それから、6ページの2、下から2行目に「知識向上」という言葉がありますが、「また知識向上、情操教育」、「知識向上」という言葉はいかかなものか。</li> <li>・ 以上気づいた点、細かいのは避けます。ほかいかがでしょう。</li> <li>・ 6-8、「郷土を愛し」のページから6-12、いかがでしょうか。6-12ページ中ほどまで。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6-11の今後の方向性の①、全国学力調査が全国平均以上となる学校を目指す、これがICT設備事業の中に入っていますが、何でこれをここに入れたかというのが理解できないんですが、教えてもらいたい。これが1点。</li> <li>・ それから、学校教育振興事業、⑤のところになります。高等学校の海外との交流、グローバル人材育成に関してですが、佐渡総合高等学校の記載があります。それから、羽茂高等学校の記載がありますが、理解の仕方が私と違うんですが、佐渡高等学校が行った交流ではなくて、これは佐渡高等学校が主幹校となって佐渡市内の県立高等学校、中等教育学校の生徒をまとめて行ったという理解の仕方をした方がいいと思います。次の羽茂高校のもそうです。今後このことについてはこれらの主幹校なんだという捉え方をしてもらいたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2点ありましたが、最初の「今後の方向性」について説明をお願いします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出された原稿をそのまま載せたのですが、推測ですが、ICTを活用して学力を上げたいという意向が入っているのかなと思います。すみません、しっかり確認してきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②も文章が途中で切れているような気がする。どうもつながらない。無理につなぐと文章がねじれるというか。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それから、③の下に「希望を持てる」、平仮名の「もてる」がいいと思うんですが、子供の「供」、これは平仮名だろうと思います。お供えする「供」という字は使わない。</li> <li>・ 今後の方向性の①、②、③については、納得がいくようにというか、つながりをよくというか、整合性を。</li> <li>・ 本来であれば①が一番最初のところ、学力、相乗効果をもっていくべきですがね。</li> <li>・ わかりました。</li> <li>・ それでは、6—12のページの3番、13、14、15、16、17、18までですね。何かお気づきの点あったらお願いします。いかがでしょうか。</li> <li>・ 6—17ページの小中学校スクールバス運行事業ですが、課題のところに3行目ですか、経路、時刻の検討、運転手の人選等が必要で、その次ですが、「肥大化した業務」、過剰に増加したというか、「肥大化した業務」と書いてありますが、イメージが湧きにくいのですが、お願いします。</li> <li>・ 以上ですが、ほかにいかがでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6—15の学校統合の課題であるとか、「今後の方向性」というのは、表現が難しいですね。特に「今後の方向性」のところはこれで果たしていいのかどうなのか。「学校統合の必要性及び意義を明らかにして」、今まで明らかにしていなかったような書き方なんだけども、これはやっぱり私は明らかにされているものと理解していますが、例えば「を再確認し」という文言の方が私はいいと思いますし、統合計画を「見直したい」ではなくて、統合計画を適用するように再検討したいとか、もう少し言葉があってもいいと思いますね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合計画の意義を再確認、再検討したい・・・ですね。</li> <li>・ 同じページの学校統合関連事業の成果のところなんですけど、これが平成29年3月となっているわけですが、この報告書が。両尾小と河崎小の統合については、統合することとなったという、こういうのでいいのかなど。当然読みながら、この読み手はやっぱり現在の状況で判断というか、読み取っていくと思うんですが、評価した当時なのか、どの段階での言葉のかなという感じがするんですが、2月には閉校の運びになるのですが、これでいいのかな。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そのころ時期も明記した形で条例案を改正しましたので。</li> <li>・ これを作り出したのが11月頃だったので、このような表記になっています。</li> <li>・ そのままにして。</li> <li>・ よろしいでしょうか、また進んで。では、7—1から7—3まで、「豊かな情操で生涯学び続ける市民の島」いかがでしょうか。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲川委員</li> <li>・越前社会教育課長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・仲川委員</li> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・越前社会教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育課長、市民の島とか、何とかの島という言い方を社会教育の方で使っていますけれども、これ使うときというのは例えば市民の島の前にスペースをあけるのがそちらのやり方ですか。こういうふうにそのまま続けてなんですか。</li> <li>・ 生涯学習推進計画の中でこのようになっていると思うんですが、そのところは……</li> <li>・ 何でこんなこと聞くかという、目次では全部前に1スペースあけてありますね。これが不思議だなと思って、恐らく、かぎ括弧と同じような意味合いをもっているスペースであろうと思って本文の方を見ましたらくつついていますよ。さてどれが正しいのか。</li> <li>・ 基本方針のところでは離されています。この本文が間違いです。</li> <li>・ スペース空けるものであとは統一しているわけですね。じゃ、そうしてください。</li> <li>・ 本文も空けるようにします。</li> <li>・ 統一をひとつお願いします。</li> <li>・ 7—2ページ、中ほどにやはり子供の「供」。やっぱり人権のところ。</li> <li>・ 今、文科省では子供の「ドモ」は漢字になっています。統一しています。文部科学省は全部漢字です。</li> <li>・ 子供達の「達」も。我々はこの「供」を使うなど学校全体で決めていた。</li> <li>・ 社会教育課の方は一つ一つやると大変なことになると思うんです。文章が混乱しているのが非常に多くて。誰かが1人でしっかり責任もって見てもらいたい。課長なり課長補佐でしっかり見てもらいたいと思います。例を挙げます。7—6、一番上の今後の方向性、「出品点数を多くするために作品制作に日数を要するため早い段階から、市展の開催日、要綱などをお知らせする」。普通直すとしたら、「ため」、「ため」がこういうふうに連続するのはよくないし、「早い段階から、お知らせする」ではなくて、「早い段階から」というのを「要綱などを」の後へもって行って、「開催日、要綱などを早い段階からお知らせする」、例えばこういうふうに変えた方がいい。</li> <li>・ それから、次の④の離島体験のところの自己評価も非常にわかりにくい。何泊何日だとか、場所だとかが混乱して書いてあって、不思議なところに点が打ってあることなので、ぜひ大きく見直して文章を整理してください。次のページの一番上の文章もこれはおかしい。これはすらすら読めない文章だなというふうに思いますので、一つ一つ挙げるときりがないので、「てにをは」も含めてぜひこれは見直しというか、文言整理をしてください。体言止めもいっぱい出てきますし、丸を打つところに点があったり、点を打つところに丸があったり、最後に丸でとじていなかったりところが随所に見られます。</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そういったところを見直していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私も気づいたところは、7ー4ページ、中ほどに課題があります。その4行下、「人手不足が深刻であり、解消する必要がある」、人手不足を解消する必要があるなんて、こんなことは書く必要ないというか、当たり前のことというか、これは「検討する必要がある」とか、何かの「組織を見直す必要がある」とか、何か別の言葉になるんだろうと思います。</li> <li>・ それから、その下に独身男女のうんぬんですが、「アンケート結果からも本気で婚活を求める参加者への対応が困難である」、本当に何を言っているのかなというか、何か婚活で人集めをしているのですが、それに対して参加者への対応が困難だなんていうのは、本気で婚活を求めているという言葉も何か失礼な言葉だなと思いました。また、その下の欄にも「また婚活という視点は重要だが」で、先ほど仲川委員が言われたように丸がついている。そして、7ー4ページの一番下、社会教育施設設備事業、括弧、これ何ですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繰り越し明許という意味になります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7ー5ページの一番下、「出品者の高齢化、若者の出品がほとんどなく」、これも文章が繋がらないし、「検討が必要であり」、先ほど言った体言止めです。</li> <li>・ 7ー6ページの一番下の行なんですが、「事業については各学校の理解が必要不可欠である」、各学校への啓発活動とか何かが必要だと言っているんだろうなとは思いますが、学校側の人が見たら学校の理解が必要だというのは何か納得がいかないのかなと思います。</li> <li>・ 7ー9ページ、何々をしていくというときは漢字の「行く」ではなくて、平仮名の「いく」なんでしょうね。課題、幾つかこういうところがありますが、「今後準備を進めて行く中で」の「行く」、上から7行目ですか、課題の1行目ですが。</li> <li>・ それから、ジオパークの推進事業の1行目、「案内板及び解かりやすい解説」、この「解かりやすい」というのと、評価の1行目にある「分かりやすい」。わかりやすいといった場合は「分」じゃないかな。このわかりやすいもありますが、問題を解くのがわかりやすいのは上がいいんでしょうけど。乱暴な言い方をして失礼しました。</li> <li>・ 8ー3まで、まだお気づきの点があったら、委員の皆さん。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私、実は理解できないのがあって、7ー9の自己評価、下の方、佐渡博物館の前のロックガーデン、これ何でしょう。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロックの間違いです。小さい「ッ」です。間違いです。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 金子委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とうように指摘をするときりがない。</li> <li>・ 世界遺産推進課も含めてご指摘、お気づきの点お願いします。</li> <li>・ 7—10の自己評価のところ新たな指導者の確保について、「所期」、これはただの誤植だと思うんですが、初めての「初期」ですよ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 金子委員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この字もありますよね。</li> <li>・ これはこのままでいい「所期」ですか。</li> <li>・ それでは、総評のところ何かお気づきの点ありますか。教育委員は云々というのは私も大変気になって紙を外したんですけど、このあたりは何か。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これ受けとめがいろいろできるかと。議会でもある議員から教育委員はもっといろんなところに顔出してとかということがあったんですけども、一定の予算の中で私ら教育委員の方々仕事していただいています。ほかに仕事があればそういったところきちんと予算化して出していただくということも手なんですけれども、実際金子委員、中村委員は仕事がありまして、そのあたりについては必要などころと伺いますか、これはみんなで見えていただくといいところについてはご案内を差し上げるところで、きちんとそのあたり事務局の方で判断して案内して予算化もできたらしていきたいというふうに考えております。新たな教育委員会制度になって今までと違うのではというところで見えておる方もおるようですけども、教育委員の人たちの無理のないところでまた幅広くご意見をいただければありがたいというふうに感じております。</li> <li>・ 以上です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私も総務常任委員会に出席した際にも、教育委員さんの活動について質問されたことがあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の皆さんが何とかの説明会で教育委員の席というか、行政の席に着くということが私は余りあり得ないと思うんです。私たち、事務局代表で教育長がいるわけで、そこまでする必要があるのかなという気がします。ただ、議員さんたちはいろんな説明会に行って後ろで座っているいろいろ聞いていますよね。ああいうポジションなのかな、もしあるとしたら。そういうところに対してきちんと予算づけしていった方がいいかどうかというところは、これからまたいろいろ考えさせていただきたいと思っています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員の集合体としての教育委員会の活動の根幹にかかわる問題で大事などころなんですよ。こうやって言い切られてしまうと非常に不愉快な思いが残ります。我々は、自分の融通できる範囲で時間を割いて、誇りをもって教育委員会のために、限られた報酬の中で動いているわけです。好きなようにできるんだったらそのように処遇をしてもらいたいと思いますし、見たいものはいっぱいあります。でも、我々だけ飛び込んでいって学校現場を見るというのは大変失礼なことになるかなと私は思います。例えば例を挙げると、今学校統合の小学校の問題については複式学級が大変重要な課題になっている。だったら我々が複式学級へ行って授業を見てきたいんです、幾つかの学校を。でも、そんなふうに飛び込んだら学校現場</li> </ul>

	<p>は混乱するし、事務局を同行すれば事務局も大変手間になるだろう。若干遠慮しながらもリクエストもしながら動いているという状況なものですから、やればいいのかというのと、やらない方がいいのかという狭間で非常に揺れているところがあります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうですよね。確かにそのあたり私もこれ見て。</li> <li>・ 生徒指導困難校と言われる某中学校にも行って内情を見てきたいけれども、教育委員はそこまで口出しをしていいのかどうなのか。それは、管理主事とか、指導主事の仕事の分野なんだから、そっちの方にお任せして報告を受けるのがいいのじゃないか。余計な混乱を招くよりもいいんだというように私は思っているものですから、なかなか難しいことでね。処遇するから、行ってくれと言われれば行きますけどね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際私たちは仕事を分担していて、学校というのは校長に任せているわけです。だから、そのあたりのところ、土足で行くわけにはいかない。行けばまた混乱するし。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうなんです。報酬の問題でえげつなくて申しわけないんだけど、例えば、県教育委員会の教育委員に対する報酬は云々云々万でしたよね。ということは、それを使っているいろいろと行動範囲も広がるということはあるんですが、佐渡市の場合にはそこまで当然できないわけですよね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私も一般の人から見ると、議員さんの中にも若干ある意味ではよくわかっていないとか、それぞれ組織には一線があると思うんです。逆に超えてはならない。また、超える場合には敬意をもってやるというか、足を入れさせてもらう。つまり事務局としての教育委員会、行政としての教育委員会というのと、ここで今このメンバーで話をしている教育委員会の違いが全くわかっていないんだろうなと。だから、何であんなに学校が荒れているのにあんたたち教育委員何もしないんだ。何とか学校に働きかけろ、こう言われるんですが、私も逆の立場がありましたし、またここに現職のときにも参加させていただいて、現場としての意見を述べさせていただきました。やっぱりそれは一線、全然違う問題だということですから、確かにそういうふうな誤解されるのも事情はわかるけれども、しかしそれに余り動じちゃならんというか、それは感じております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この取り扱いはぜひ。</li> <li>・ 前向きに。</li> <li>・ それでは、もし差し支えなければこの案を事務局に置いていけるものであればということで……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考にさせてください。</li> <li>・ それでは、一旦ここままで異議なしというか、これだけご意見いただきましたので、原案どおりでよろしいでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局の責任でぜひ……</li> <li>・ 休憩をとります。5分間でよろしいですか。20分から再開します。</li> <li>・ (暫時休憩)</li> </ul>

<p>・佐藤委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、再開いたします。</li> <li>・ ただいま日程第9まで終了しておりました。それでは、一旦順を入れかえまして、日程第17に予定しております協議事項2、教育振興基本計画に対するご意見を聞かせていただけるということで社会教育委員長さんがじかにおいでいただいております。ご意見等をお聞きして、その後審議していきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。それでは、委員長さんの説明を求めます。</li> </ul>
<p>・ 児玉社会教育委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごめんください。私、佐渡市教育委員会社会教育委員の委員長を仰せつかっております児玉功と申します。今日は、貴重なお時間をいただきまして、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</li> <li>・ まず、お手元に資料が配付されております。1ページから6ページまで順にとじられたものがありますが、よろしいでしょうか。それでは、お願いしたいと思います。まず、6ページの方をお開きください。これ社会教育法という法律でありまして、社会教育法の第17条にあります社会教育委員の職務というのがあります。ここに、社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行うということになっております。社会教育委員の職務としまして、社会教育に関する諸計画を立案することというのが一番最初に載っております。飛びまして2号ですが、社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができるということになっております。したがって、今日出席させていただいたのはこの法律に基づいて私が述べさせていただいているということをお願いしたいと思います。</li> <li>・ それでは、何を話しするのかということになるわけですが、それが表紙の一番最初のところにお戻りいただきたいと思っております。これは、今現在佐渡市教育振興基本計画につきましてパブリックコメント等を徴しているところでありまして。これに意見を載せるということで私のまとめたものいわゆるご意見をご記入くださいという、この部分について私が記入したものでありますが、パブリックコメントにいきなりいわゆるインターネットに載せてしまうと、やはりこれが衆目の目に<u>触れる</u>ということ、それよりも教育委員の皆さんにご検討いただいて、そしてご判断いただいた方が私は穏やかな対応ではないかと考えまして、社会教育法第17条に基づいて出席させていただいたところです。</li> <li>・ それでは、ご意見を述べさせていただきたいと思っております。私が申し述べたい意見はただ一つです。社会教育と生涯学習を混同している本計画、これは佐渡市教育振興基本計画を指しております。これを是正していただきたいのです。本計画の3、基本方針は、学校教育、家庭教育、それに家庭教育、地域教育と分けて立てられております。このうち社会教育の方針が、誰もがいつでもどこでも学べる生涯学習の推進となっております。生涯学習という言葉は、社会教育における学習、学校教育における学習、家庭教育における学習、自己啓発における学習、総体を指す言葉です。これは、</li> </ul>

何に基づいておりますかといひますと、県の出しております社会教育委員の手引、あるいは佐渡市生涯学習推進計画の1ページ目、あるいは文部科学省の出しております「生涯学習とは」という、また後ほど説明させていただきますが、それに書いてあるのをまとめたものです。したがって、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育と分けて述べている基本方針が社会教育に生涯学習という言葉を使うと、社会教育の方針が学校教育や家庭教育にも言及するという誤謬を犯していることとなります。何とぞこの誤りを正してくださいませようお願い申し上げます。

- すみません、その次のページをお開きいただきたいと思ひます。まず、これが基本計画の案です。2ページ目。これの1番が策定の趣旨、2番目が基本理念、3番目が基本方針、そこの社会教育のところをご覧いただきたいと思ひます。四角で囲んであります。誰もがいつでもどこでも学べる生涯学習の推進ということになっております。それで、今度は3ページ目をお開きいただきたいと思ひます。この計画、佐渡市の生涯学習推進計画ですけれども、その1ページ目に書いてあるものです。これの一番下のところ、4のところ、生涯学習はあらゆる学習活動を包含したもの、要するに図で囲んでありますが、幼児教育から2段目にいくと学校教育というのがあります。公民館活動とか、家庭教育とか、こういうものが全ての学習活動が生涯学習にはあります。
- それでは、4ページ目をお開きいただきたいと思ひます。社会教育委員の手引、これは平成24年9月の第31回新潟県社会教育委員の会議で発行したものです。ここにもこの真ん中に囲んであるものをご覧いただくとわかるんですが、生涯学習というくくりでは社会教育における学習も、学校教育における学習も、家庭教育における学習も、自己啓発における学習も入っているのは一目瞭然です。
- それでは、5ページ目をお開きいただきたいと思ひます。文部科学省のインターネットから写しを撮ったものです。1、生涯学習の意義というすぐ下ですが、生涯学習という言葉は、一般的には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動云々ということになっております。したがって、私が申し上げたいのは、最初の1ページ目の意見で、このように社会教育、生涯学習という言葉でここで使うということは、おのずと齟齬が出てくるということになります。何とぞ教育委員さんのご判断でこの文言等の訂正をお願いしたい、そう思ひます。
- ちなみに、では社会教育について社会教育委員が今までこの大綱をつくっていて何もしてこなかったのかということではありますが、平成27年の12月の会議で私らマスコミで流された教育大綱をつくったのを見ました。この会議で教育大綱をつくったけれども、社会教育のところ、先ほど申し上げた生涯学習という言葉で社会教育でやっていくという考え方の話が出ておったけれども、どうなっておるのかということ、社会教育課

長等に申し上げました。それで、そのときは文書もありませんでしたし、その後平成 28 年の 3 月 14 日の社会教育委員会での文書でその大綱が初めて示されたところです。

- その後私どもおかしいのではないかということは再三申し上げたのですが、今年の 2 月 17 日、教育基本計画策定会議に初めて呼ばれました。そこで、呼ばれてここの意見を私は社会教育委員として申し述べました。このところは決定的な誤りであるから、直してもらいたいということで申し上げたら、後ろの事務局の方から教育委員会で決めたことだからというやじが飛びまして、私の声は潰されて無視されたところです。それで、この後パブリックコメントに至ったところに私の意見というものは一切反映されていないというのが現状です。
- それで、私は社会教育委員の 3 月 16 日の会議のときに、社会教育課の事務局の方からパブリックコメントがあつたら出してもらいたいという話があつたので、私は出すべくして動いてきたところです。ところが、やはり先ほど冒頭で申し上げましたパブリックコメントという手法は本当に最終的な手法である。やはりその前に教育委員さんの方に申し上げて、直していただけるものなら直していただきたいと、そう思いまして、今日来た次第です。
- それで、もう一つ策定会議というところに私 2 月に初めて出席したと申し上げたのですが、策定会議をそこで開くということはまだ策定されていないということになります。したがって、策定されていないものを決まったものだからということはありません。私どもは、策定されていないものを決めたものだからということはありません。
- それと、あと一つ、このような計画がもしこのまま動いていったとしますと、実際に社会教育のことであるこの基本方針を誰が実践するのか。本当に学校教育、全てのあらゆるものを社会教育課がやるのですかということになります。私ども社会教育委員としましては、これは全然承知していませんので、やはりそのところは非常に大きなことになるような気がします。
- それと、この基本方針の文言のところを社会教育という言葉にかえればそれでいいのかということになりますが、基本方針が変わればおのずと以下の計画が全て変わります。したがって、そういうことも含めてぜひご検討をお願いしたい。最終的にこの教育委員会でこれを聞き置くという形ではなしに、ぜひこのことについて教育委員会としてはどうするのかということのご結論を出していただけますようお願いしたいと思います。
- 以上、それこそ私の方で一方向的に申し上げて失礼であつたんですが、私の方からの意見を終わらせていただきます。何かご質問、ご意見等がありましたらお願いしたいと思いますし、ありませんようでしたら退席させてもらいたい、そう思います。ありがとうございました。
- 委員の皆さんにはせつかくさまざまないろいろな会議をもって、そしてまた資料をそろえて法的な面からも根拠を添えてご意見、説明いただきまし

・ 佐藤委員長

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 児玉社会教育委員長</li> </ul>	<p>た。この後協議を進めるに当たって何かいま一つ確認しておきたい、聞いておきたい、こういうことがありましたら忌憚なく述べてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育行政の中で生涯学習の推進という言葉を使っていますよね。生涯学習を推進しますと、教育行政で。その点はおかしくないんですか。そういう文言の使い方。</li> <li>・ 教育行政として使っているかどうかということは別としまして、生涯学習という言葉は実際には先ほど話しましたように文科省からおりましたものです。しかし、歴史的にいわゆる生涯学習をかみ砕いていく中で、社会教育と生涯学習とのすみ分けというものが非常に議論になったところです。そういった意味で、生涯学習は職業教育であるとか、あるいはIT教育であるとか、あるいはテレビを見るということも入っておる、いわゆる生涯学習推進計画というものもそうでありますけれども、このメンバーを見ていただくと、推進の実際に携わる者として、教育という範疇ばかりではなしに、いわゆる農業であり、商業であり、そういうところでの学習活動。例えば商工会で婦人部の学習会をやるとかなんとかということまで含んでおるところでありまして、したがって、佐渡市としては社会教育課が生涯学習推進のいわゆる事務局を預かっておりますけれども、他市へ行きますと本庁サイドでやっているところがあります。ですから、生涯学習イコールすぐ教育関係だということではなしに、たまたま佐渡市においては教育関係のセクションで担っているということでもあります。ですから、私、たまたま教育委員会にその当時お世話になっておったところがありますが、これを本庁サイドにもっていくべきだという意見も教育委員会の中で強くありました。</li> <li>・ それともう一つ、じゃ県の方に生涯学習推進課があるけれども、それはどうなっているんだということを聞かれたことがあります。それについてもお答えしたいと思うんですが、あれは県の教育委員会の考え方として、生涯学習を推進するのあのセクションとしてはやっていきますよ、その部分として社会教育もやりますよということでありまして、県の考え方は生涯学習を推進するという考え方だということだと。旧金井町、私金井なんですけれども、金井町でも生涯学習推進課というものがありません。確かにその当時はまだいわゆる社会教育と生涯学習とのすみ分けというものはかなり不明瞭なことでありまして、当時の理事者が生涯学習をやっていきたいということで社会教育課を生涯学習推進課に変えたということでもあります。</li> <li>・ 以上です。</li> <li>・ 確かに定義というか、社会教育、生涯学習、違うんだよというのはわかるんだけど、生涯学習を推進するという、この言葉が本当におかしいかどうかというところがよくわからないんですよ、私は。生涯学習を推進していくわけじゃないですか、社会教育課の方では。じゃ、社会教育というのはどこのことをいうんですか。どの部分が社会教育なのか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	

<p>・児玉社会教育委員長</p>	<p>・ 生涯学習というのは、まずその方からお答えしますが、要するに生涯学習は先ほどの説明で表をご覧くださいとわかりますように、あらゆる学習活動が全部入るんです。ですから、学校教育、社会教育。それで、社会教育というのは社会教育法でよくいうんですが、学校教育を除いた教育活動、それを社会教育という言い方をしています。ですから、私ら社会教育とはというところではありますが、社会教育とは、学校で行う教育課程に沿った教育活動以外の主に青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動。だから、1人でうちにおいてテレビ見て勉強する、例えばEテレならEテレを見て勉強するというもの、それは生涯学習の範疇なんですけれども、社会教育の範疇ではない、そういうように、例えば例として挙げます。そういうことになります。ですから、生涯学習を児玉がおまえた社会教育委員は推進を否定するののかといたら、私たちはそれは生涯学習は推進しなければならない、それは私は否定はしないし、奨励はしなければならない。それはぜひしてほしい。ただ、社会教育の基本方針としてそれを生涯学習ということを入れてしまうと、そうすると余りにも膨大なものをじゃ社会教育課がやるんですかと。社会教育活動としてそういうことをやるんですかということになるわけです。ですから、そういう意味でやはりきっちりした社会教育についての方針というものを出すべきではないでしょうかということです。</p>
<p>・佐藤委員長 ・仲川委員</p>	<p>・ ほかにご質問ありませんか。よろしいですか。</p> <p>・ 文言の整理だけ。実は私の捉え方と違っていたものですから。生涯学習という言葉の捉え方には恐らく狭義、広義、大きな視野の生涯学習という捉え方と学校教育、家庭教育を除いたものを指す生涯学習という捉え方があるような気がしておったものですから。しかも、県では義務教育課があり、高等学校教育課があり、生涯学習推進課があり、そういうふうに行政の面では分けてつくられています。生涯学習という言葉はそんなに齟齬はないと私自身は捉えていまして、初めて、こういう正確な捉え方というのを見たというところなんです。広義、狭義という捉え方はできないものなのですか。</p> <p>・ 5ページのところに、生涯学習の意義という項目がありまして、生涯学習という言葉は一般にはこれこれというふうに書いてあります。一般にはと書いてあって、そのほかに一般以外のものは書いていないという、そういう文章なんです。一般にはというところは、人が一生生きていく中で学ぶ全てのことが生涯学習なんだという捉え方は一般だろうと思うんですけれども、一般でない、例えば地方行政においてはどうなのかというところが明確になっていない文章かなと感じたんです。</p>
<p>・児玉社会教育委員長</p>	<p>・ 文科省はこういう書き方しておりますし、県の社会教育委員の手引ではこういう書き方している。当時佐渡市の生涯学習についての考え方もこういう考え方をしているということで、委員さんがおっしゃっているような例えば違う解釈がどこかにということは、当地においては考えられないと</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>ころではないかと、そのように考えているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほかにご質問ありませんか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、いただいたご意見、ご説明をもとにまた検討してまいります。大変お忙しいところわざわざどうもありがとうございました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<p>【児玉社会教育委員長が退席する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、この件について課長補佐さん、協議するんですね。</li> <li>・ 指導をいただいた方がいいんじゃないですか、県に。教育大綱のときにこのままいったものだから、これについては。これが本当に齟齬があるのかどうか、誰でもどこでも生涯学習を推進しますという、社会教育というのが社会教育課というそちらのセクションで。今児玉功委員長がおっしゃったように明らかにこれは違うんだと、こういう表現の仕方はすごく誤解を招くというのがあれば、今の言葉に納得されましたか、皆さん。教育振興基本計画、これが明らかに違うんだという納得を私はできんのですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これやるんですね。結論は今日……</li> <li>・ 意見を述べて、それについて教育委員会の中で一旦協議してほしいということだったので……</li> <li>・ 教育委員会で協議することを議事録として上げた方がいいんですか。上げないでいいですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1と2と上がっているんですね。</li> <li>・ 社会教育委員さんはそれを求めているので、ここではっきりさせた方がいいかなと思います。</li> <li>・ ここに協議事項として載る。扱いを明らかにして、そして返答すると。まとめて。方向性だけは、どういう文言にするというのはまた別として、見直すにはやはりここだけではまた同じところに入ってしまうおそれがあるので、それはまた次の段階としてでいいのですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> <li>・ では、忌憚のないご意見等を。</li> <li>・ 私は、生涯学習という言葉については、学校教育、それから社会教育、家庭教育とか、そういったものの総称であるという捉えはもっておりました。これは、社会教育主事有資格者であれば何回も基本として指導受けられる内容ですね、捉えとして。ですから、その視点から話をされているんだなということとはよくわかります。ですから、その視点をもってこれを見たときにおやっと思われたんだろうなと思います。ただ委員長さんがおられるところでしたので、確認はできませんでしたが、どこまで社会教育委員の組織がかかわり、その方々のご意見がこれまでの大綱に、どうかかわってこられたのかなというか、またご意見をいただく機会がなかったのか、あったのか。今回は策定会議の内容を山田管理がまとめてここにあるわけ</li> </ul>

<p>・越前社会教育課長</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・児玉教育長</p>	<p>であります、そして代案まで載せてくれていますよね。だから、そのあたりこれまでの経緯というもお聞かせいただけるかどうか分かりませんが、社会教育課長さん、どんなですか。これ初めてのことなんでしょうか。策定会議以前、大綱の作成の折も社会教育委員が……</p> <p>・ 大綱を見てから社会教育委員の委員長さんとして生涯学習の推進という言葉に対しての使い方、先ほど委員長言われましたけれども、生涯学習というのは全ての学習、生涯にわたって行われる学習ということでありますので、学校教育から例えば観光教育とか、いろいろな社会教育、学校教育以外で市長部局が行っている事業等々の事業も全て入るので、社会教育という言葉でここで理念で使うと、それは社会教育だけじゃないでしょうと。社会教育の中に生涯学習が入っているというのはおかしいでしょうということとは以前言われておりました。ただ、それが社会教育委員としての会議自体も年間2回ぐらいしかないもので、その中で意見として聞いておりました、それを前回代案ということを出されたというふうに私理解はしております。その中でもう既に佐渡市教育大綱ができておりました、この時点ではこれを直すには大綱から直さなければならないということがありまして、教育振興基本計画以前として大綱から見直す必要があるということなものですから、それはなかなか今回については難しいと、ご意見としては伺いましたと。次回のときに、今後平成31年までということになっておりますので、そのときに改めてその議論も含めて検討させていただきたいという話は委員長さんにはお話ししたというふうに聞いております。</p> <p>・ それで、私の方からも社会教育委員長の方には、先ほど言いました広義、狭義というのがありますが、県の教育庁の中に生涯学習推進課というのがあるので、我々縦系列からすれば県の生涯学習推進課の事業と連動して行っている中で、そこの中での生涯学習という言葉でここは使わせてもらっております、ということは私の方から言わせてもらいました。だから、先ほど仲川委員が言われました広義か狭義かという中では、我々は狭義の中での生涯学習として捉えておりますと。それを言いますと、社会教育の中で今後生涯学習という言葉を使えなくなるという、逆に言えばそういうことになるので、社会教育は生涯学習という言葉が使えるのかという話に逆定説になるというふうに私、そここのところもあるので、そこはあくまでも狭義の中での生涯学習という捉え方で今回これは書かせていただいたと思っております。</p> <p>・ 結局新潟県の計画の中では、生涯学習の環境づくりになるという言葉になるんですね。結局生涯学習の推進とか、充実とか、そういうふうな表記はないんですね。やっぱり避けているのかな、すみ分けをしている。学校の方と、意識的に、言葉の面で、どこからでも突っ込まれないようにしているなど私は今改めて思っています。</p> <p>・ 下越教育事務所の管轄は義務教育課ではない。あれは総務課じゃないですかね、とり仕切っているところは。教育委員会の総務課。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・児玉教育長</li>   <li>・佐藤委員長</li>   <li>・仲川委員</li>   <li>・山田管理主 事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育委員の方、社会教育課の方。</li> <li>・ 教育事務所全体が総務課ですよ。総務課の中に下越教育事務所が入っています。県立教育センターも。だから、県からご指導いただくというのも手だと。社会教育委員の方からこういったご意見もらったのですが と。</li> <li>・ 指導を受けるのはいい。いずれにしても誤解を招くようなのだけはぜひとも避けるべきだろうと思います。たとえあと1年、2年で見直すとはいっても、まだ決定されていないわけですし、今がある意味ではいいチャンスだと私は感じます。</li> <li>・ ただ、大綱そのものは制定してある。制定したものはそう簡単には変えられない、手続に基づいて制定したわけだから。そこまで求めていらっしゃるんじゃないかというふうには私は話を聞いて理解したんです。</li> <li>・ この文は、教育大綱に載っている文を引用してつくっている文なので、私は個人的には皆さんのご意見に従ってつくるだけですから、いいと思っ ていますが、仮に変更になったときに大綱までさかのぼって変更ということが事実的にできるのかどうかということを、手法的に先ほど仲川職務代理がおっしゃったようなこともどこかで引っかかってくるとなるとまた今度は違う問題が生じてくる。どちらを優先するかということと、最終的にはてんびんというか、バランスというか、そういう話になってこざるを得ない。パブリックコメントにかけたことによって、大綱にかかわる部分についてももう一度改めて見直さなければいけなくなりましたとあって、例えば総合教育会議のようところで市長のお墨つきをいただければ、そこまでさかのぼって直せるのかどうか、そのあたりですね。確かにリンクしてつくっているの、しかも1年というタイムラグがあつてつくっていることは確かなので、つくった後でこの部分と齟齬ができるというのは、物の道理としてはあり得ないことではないので、一旦こっちをつくったからもう絶対変えられないという言い方は、私はしなかったつもりではいますが、あの席では。先ほどの委員の発言では、多分大綱のことを話したのと教育振興基本計画のことを話したこととごっちゃになっているような印象でしたけどね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・山田管理主 事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大綱の方を直せとは言わなかったよね。</li> <li>・ ただ、ここを直すとなると大綱を直すことになる。そのことについては説明されましたけれども。県の方に聞いていただくのと同時に、もし直すということになったときに、そういう手続が可能かどうかというあたりで行政の皆様方の方で確認というか、ありなのか。両方の情報収集しながら落としどころを決めるという方法が一番いいのかなと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児玉教育長</li>   <li>・山田管理主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大綱に沿ってつくっていますが、その後のところで齟齬が出てきたということであれば振興基本計画のところでは修正して、大綱はこの後何年なので、このままご容赦いただきたいみたいな、そういうやりとりもいけるような気がする。</li> <li>・ いい方法を見つけてください。内容は示されているので、もし、直すと</li> </ul>

<p>事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 山田 管理主</li> </ul> <p>事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 吉田 学校教</li> <li>育課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 越前社会教</li> <li>育課長</li> </ul>	<p>なればそんなにここで検討してどういう言葉を入れていくということではないのかなとは思いますが。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画の中に出てくるから。</li> <li>・ 計画だけ直して大綱はいじらないということと、大綱と文言がずれているとまた別のご指摘があるかもしれないから、そこまでさかのぼって直せるのなら直すのか、あるいはこのままいくのか、方法としては3つです。</li> <li>・ 先回のとき佐渡市のビジョンいただきましたよね。今年見直ししましたっけ。あれはこれとは全く異なりますけど、どういう形で見直しをしたんでしょう。</li> <li>・ 庁舎等建設を取りやめたものですから、財政計画が大きく変わったということで変えました。</li> <li>・ そうやってビジョンも変えていくわけですね。</li> <li>・ 議員全員協議会にかけて。</li> <li>・ それで見直したんですね。</li> <li>・ パブコメもかけたよね。</li> <li>・ それとはまた性質の違うものですけども、本当に基本計画だけで見直しをしたということであれば、こういうご意見をいただいて、それで納得してもらえないのかな。総合教育会議もかけて、当然その部分。</li> <li>・ 佐渡市生涯学習推進計画は平成 19 年の 3 月につくったんですけれども、10 年たちまして、ちょうど今アンケート調査ということで、この 3 月までに 20 歳から 80 歳までの方々約 2,000 名と、それから高校生全員の 1,300 人いますけれども、そのアンケートを今やっております。これから取りまとめるということでありまして、これについては今後も生涯学習推進計画というのをつくっていくということで、これに対して前、中、後と 3 年に 1 回ずつ見直しをかけています。それが 27 年に行っておりまして、ことしの 28 年についてはアンケート調査を行って、翌年度からの 10 年間、あるいは 5 年間になるかもしれませんけれども、それも含めて今後の生涯学習推進計画を立てましょうというものをやりたい、そのアンケート調査をもとにやります。これを見ますと、私どものトップが市長、本部長が市長ということになっておりますので、これは先ほど私言いました各課のものが全部ここに入ってきますので、いろいろ各課が取り組んでいる教室とか、学習とか、そういうものも全部ここに入って計画を立てております。このときにつくったときには、実は佐渡市の組織が社会教育課でなくて生涯学習課というのがありまして、そこが生涯学習活動と言って生涯学習課のもとでこれを策定したということでもあります。その後生涯学習課という言葉から社会教育課というふうに変ったのですが、事業とすれば同じことを生涯学習課がやっていたものを引き継いで社会教育課がやっておったということなので、そのところをご理解いただきたいなというふうには思っております。要は生涯学習という名前から社会教育課になると、そのまま事業としては同じような形で引き継いできたということなので……</li> </ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習推進、その言葉はいいの。</li> <li>・ これは、あくまで生涯学習推進計画という計画をつくるということなので、これを本部長である市長がトップになって生涯学習推進計画を立てて、佐渡市として全体的な計画を立てる。これのP D C Aを先ほど言った前、中、後期で行っておったということでもありますので……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そこに学校教育にかかわるものが入っているの。</li> <li>・ 入っています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1節はまさにこの中からとっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これも学校教育も入っていますし、社会福祉課とか、高齢福祉課とか、環境対策課とか、いろいろなものが全部入っているわけです。我々社会教育課がこれを取りまとめているということになりますので。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金子委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここへ来て出てくるというのが何かあれですよ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ だから、意見を述べる場がない。その点も反省しなければいけない。そういう組織がありながら、内容があって組織がありながら。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ここへ来て出てくるというのはいたし方のないことで、策定会議という名前は、私はふさわしいとは思わないが、有識者会議、あれを本当は何回かにわたって数回やって、それで練って練って、じゃどう対応するんですかというところになって……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナーチェンジしてね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうそう。そういうことがあってしかるべき。だから、1回でまとまるのですかという懸念をもったのはそういうことなんです。今問題は、直すとして大綱までさかのぼるのか、基本計画のところをそれ示しておくのかということですよ。広義、狭義という言葉が通じるのであれば、ここでいう生涯学習とは、本来生涯学習はこれこれこうだけれども、学校教育、家庭教育以外のものを指す言葉として使用しているんだというふうに示す手はあると思うんですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育委員は何人でしたか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15人ですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の定義は、生涯学習は先ほど教えていただいたのが正しいですよ。だけど、今まで我々が生涯学習と言ってきたのはいわゆる社会教育課の範疇である生涯学習のことを指してきたんですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そういうことで我々は考えていましたが、それから生涯スポーツという言葉もありますし、それは社会教育課の中の生涯スポーツという、あくまでも我々のセクションの中での生涯学習とか、生涯スポーツという言葉を使っていたということです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育行政、行政で使う生涯学習という言葉というのは、この定義で言っているのと違うよね。そんなに広義に生涯学習まで含んで行政は使ってい</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲川委員</li> </ul>	<p>ないですよ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私もそう思った。だから、狭義で我々は捉えていた。一般的な大きな意味では生涯学習社会なんだ、だから生涯学習なんだという捉え方だけでも、行政的なやり方としては、学校でできることは学校でやるし、家庭は家庭でやるし、それ以外の、自己啓発は別にして、組織、団体でやるものについて行政がかかわるものを生涯学習と言ったと、こういうふうを考えていたんです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれにしても方法の選択肢はあるわけでありましたが、いかがいたしましょうかね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県から指導を受けて、この後パブコメが終わった段階でまたこの協議結果についてお諮りする会議をもたなきゃなりませんので、そのときに報告させていただいてご意見いただいてということで決定させていただきませんか。今ご意見出さずに出していただいで。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この際というか、ある意味ではいい機会だろうと思いますので、忌憚のないご意見お願いしたいと思います。私個人としては、大綱は、いろんな諸手続をとっているわけですから、さわらないで、その後の経緯、また策定会議、有識者会議、それからパブコメ等を通して若干の見直しによる文言の訂正があったということで、基本計画については今ご指摘いただいたことを配慮した文言に変えてはどうかと。たとえ1年であっても、2年であっても、3年であっても、第三者から見て誤解を招く表記のまま出すというのはやぼではないかな。またあつてはならんと思いますので、誰からも指摘されないというか、そんなことあり得ないけれども、極力配慮したという、そういうところは必要な。と同時に、教育長も県教育事務所するときにも行政にある者は言ったことを覆してはならないと、言われましたよね。言い直しはきかん。絶対自分が言ったことを否定してはならない、それはそれだけ理論武装しておくと、誰からも指摘されないように理論武装せよという言葉だったですよ。やっぱりそうありたいなと思いますし、こういうふうに誤解されるぞと言われたときには潔くやっぱりやるのも行政の大事な点かな、こういうふうに私は思いますが、いかがでしょうか。もし聞くとしたら県の方へはどなたが聞いてくれますか。生涯学習推進センター、下越。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下越教育事務所か、先ほど言った生涯学習推進課になると思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修正等があるかないかわかりませんが、もし修正が必要な場合は総合教育会議等、機会がこの後あるわけだから。じゃ、そういうことで児玉委員長さんにはご報告されるんですかね、こういう話になりました。ということでよろしいでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ それでは、大きく戻すことはせず、日程第17、協議事項1、平成29年度重点施策についてを議題としたいと思いますが、事務局の説明を求めます。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すみません、当日資料があるので、これから配ります。</li> <li>・ それでは、説明をお願いします。</li> <li>・ 教育委員の皆様方には若干説明的なものも入れて事前資料ということで配付させていただいております。教育振興基本計画が全体的なものを総合的に網羅して、わかりやすく言うと平たくつくったということがありますので、その中で今年度重点的に取り組むことは何なのかというところが後でわかるような形にしないと、毎年、毎年 18 の施策全て力入れてやりますというわけにもいかないと思いましたので、この後重点も考えながらということをして学校教育振興基本計画を策定している中でそういう話もあったかと思いましたので、事務局の方で 18 の施策の中から今年度学校教育で重点的に取り組む内容について掲載をしました。したがって、社会教育に関する内容は掲載していません。基本目標 5 番の部分がすっぽりと抜けている形になっております。佐渡市教育振興基本計画に記載されている計画をさらに具体的に示すように努めましたが、十分努め切れていない部分も若干あるとは思いますが。施策ごとに評価及び目標とする数値を定めました。教育振興基本計画には 31 年度までの目標数値をこれから入れたもので示していこうということなのですが、29 年度でどこまで頑張りたいのかというあたりも示していくような形にしたいなと思っておりまして、そのような形にしました。</li> <li>・ 施策の何をここに載せるようにしたかというところ、28 年、29 年度の教育行政方針を教育長が議会の冒頭にお話をしましたけれども、そのあたりのところで、そこをつくる中で具体的な施策をたくさん入れられたところ、今年度、特にここをやりますと強調して述べていただいたところをここにピックアップするような形で載せてあります。前回お示ししたのと今日と変わっているところが、黄色いバックがあって赤の文字になっているところが主にそうなのですが、昨日やっと指導部の方でこの内容についても検討する機会がもてました。施策 1 につきましては、2 番の N R T の偏差値ももう少し上げてもいいんじゃないかということで、小学校のその部分について数値を変更したということです。前回ですと、社会と理科が 52 という表記になっていたんですが、来年は全部 53 以上でいこうと。実は最近しっかりと中学校の N R T の結果が来たところでしたので、担当の平野の方からそのような提案がありまして、そのような形にさせていただいております。</li> <li>・ それから、施策 2、豊かな心云々のところですが、ここは評価の中の②、人権教育・同和教育とつくったんですが、この表記が違っていると担当の指導主事から指摘がありまして、私も初めてそのときわかったんですが、人権教育同和教育というときには読点をつけるんだそうです。ところが、人権同和とかと使うときには「・」になるんだそうで、私もそこを混同していたところがありました。この際訂正をしようということで、当然教育振興基本計画の方も変更になるわけですが、このくらいの変更であれば、そう問</li> </ul>
---	---

<p>・佐藤委員長 ・山田管理主 事</p> <p>・佐藤委員長 ・仲川委員</p>	<p>題はないかなというふうに思っているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あと右側の方について何%以上というところに数値がまだ入っていないところがありますが、現在学校の方に 28 年度段階での取組を聞いていて、今日が締め切りなんです、まだ3分の2ぐらいの学校しか出ていないので、そこに出てきた数値をもとに、そこにプラス 10 あるいは 20 くらい上乗せした数値で目標値を立てていこうかなというふうに考えています。中間報告でいいますと、右側の一番上、キャリア教育のグランドデザインに基づくキャリア教育を実施している学校が小中で何%以上とありますが、一部の学年も含めれば今のところ全部 100%やっていると答えてきています。全学年でやっていますかという問いに対しては4分の1ぐらいがやっていないと答えておりますので、全学年で取り組んでいるという評価の仕方ですと、現状では 75%程度ということになります。</li> <li>・ それから、基本目標 4 のところの大学や研究機関の関連施設の職員を活用した教育活動、これは年間 1 回でも行えばやったというふうにカウントするというふうに考えてやったところ、現在のところ 50%ぐらいの学校がやったというふうに回答しています。そうすると、目標値としては 70%とか、そのぐらいの数値になってくるのかなと思っております。</li> <li>・ 最後 P T A に家庭教育啓発活動を実施しているというのも、現在のところだと 3分の2の学校はやっていると回答していますので、100 といきなりするのは乱暴かもしれませんが、90 とか、80 とかという目標数値にしてもいいのかなと思っております。</li> <li>・ それでは、学校教育の重点について……</li> <li>・ あともう一つ、当然ですが、教育振興基本計画ができ上がって、さあ、できましたよといってまず紙面では無理なので、ホームページとか、データで全部発信した後にこれは出ていくものだと思っています。それで、できないうちにこれを流すというのはそれこそ本末転倒になりますので、これも流すのは4月当初ではなくて、4月中旬以降となるかなと。先ほど言った生涯学習という言葉もこの基本方針の一番上のところに残っていますので、このあたりも今後の経緯によっては変更する可能性もあるということ考えています。</li> <li>・ 質疑がありますでしょうか。</li> <li>・ 基本目標、施策 1 の四角の中ですが、N R T の関係、小学校、非常に前向きに全部 53 以上としたのは大変うれしいことだと思います。自信があつてやったんだろうなと期待をしております。ひとつ家庭学習の学習時間なんだけれども、それがどこにも表記がない。全校体制、取り組んでいる学校が 100%というふうに書いてありますが、取組目標であつて結果目標が出ていないと思われしますので、どこへ載せるんでしょうか。1 番の全国学力学習状況調査のところに家庭学習が 1 時間以上の割合を、たしか 28 年度については中学生は 50. 何%だったかと思いますが、そこらあたりをベースにすれば小学校では何%、中学生では何%というところが①から③、どちら</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<p>かに載せると具体的な目標が出ていいかなと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実はここについても私も似たような意見をもっていまして、これはいわゆる教育振興基本計画の一番後ろのところに書いてある評価の部分のまま載せてある、非常にぼやっとした目標なんですね。ただ、これは年度の重点ですので、決してぼやっと書く必要はないのかなと思って、もう踏み込んで書きたいなと思ったんですが、考えた方法が今仲川委員がおっしゃった方法です。ただ、中3と小6のアンケートしかないので、それをもって全体を見るということ当然できるんですけども、そのためにまた新たに調査したりできないので、そこをもってきて家庭学習の時間として評価にしていくか、実はもう一個現在学校に聞いているアンケートの中に私が1つ入れたアンケートがあって、それが現在の児童生徒の家庭学習の状況について学校ではどのように評価していますかということで4段階評価してもらっています。十分満足できる状態にある、おおむね満足できる状態にある、余り満足できる状態ではない、全く満足できる状態ではないと。1、2、3、4のどれかで評価してくれということで今評価していますが、小学校はおおむね満足という部分が非常に多いんですが、中学校の方は3若しくは4ということで、満足できていないというのがあります。そういうざっくりとした聞き方でも学校がそういう評価をしているという捉え方で書いていくか、若しくは今言った学習時間で書いていくか、どちらかの書き方でもし入れられるのであれば、そういうふうに入れていきたいと思っていますが、時間の方がわかりやすいですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間はわかりやすいと思います。</li> <li>・ では、学習時間で入れて、また次のときにお示しできるようにしたいと思います。何時間以上取り組む児童生徒が何%以上という感じですよ。小学校が1時間以上、中学校で2時間以上でしょうかね、目標として。中学校で2時間というとなんか厳しい……1時間かな。そこは、余り無理な目標は立てられないので、現実的な数値のところで提案したいと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 努力しようという気にさせる目標にしてください。</li> <li>・ この部分は毎年マイナーチェンジできるわけですよ。</li> <li>・ そうです。重点ですので、来年は外すとか、新たに入れるとかというのがフリーハンドでできる。ただ、ベースには教育振興基本計画があるという形のものにしていきたいと思っていますし、たくさん載せる必要はないと思うんです。本当に今年頑張ろうとって2つか3つに絞ろうというなら、いっそA4半分にしてやるとかというふうにしないと、それこそあれもこれも重点というのが一番よくないと思いますので。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 山田管理主事</li> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メディア、いろいろテレビとか、そういうのも学習状況調査に出てくるか。</li> <li>・ 出てきています。</li> <li>・ そういうのも並行して載せることも考えて、学習時間とメディアに向か</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<p>う時間等、全国以下に努めたいみたいな数字で。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうすると、メディアを載せるのであれば、17の学習習慣の確立の方が場所としてはふさわしくなる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうだね。こっちの方にね。減らすんだというので載せた方が。</li> <li>・ そうしたら、思い切って施策18の部分をカットして17を載せたら、とにかく学習習慣の確立ということについてここでもすごく言っていたので、この項目絶対外せないと思って載せたんですけども、ここに評価もする。そこのところで2つしていくとかというふうにより重点化しますかね。18もここは非常に頑張ってくれているので、ぜひ載せたいと思ったんですけども、実際今年も100%やってくれているんです、いろんな学校回って。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お願いします。施策1の3つ目ですが、中学校の数学と英語に対して云々と。数学並びに英語担当者の授業力向上事業と全校体制での取組の促進に努めますと、こうなっていますが、数学と英語に対してという文言があつて、全校体制での取組の促進に努めます、果たしてどういうふうにしてやったらいいかなと、学校だとしたら、考えてしまうんですが、全校体制で数学と英語というのは、高校も同じだと思うんですが、やれと言われたら……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できないことはないですよ。例えば学校で両津中学校英単語コンテストとか、そういうのをつくってみるとか、数学でコンテストをやるとか、何かそういうことで取り組めることはあると思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それはありますが、全校体制でという大義名分で掲げるというのはどうだ、学校の先生方、中学校の先生方、例えば高校の先生方にも教科外の先生方にとってこういうふうにして全校体制でと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業研究とか、公開授業みたいなのをイメージしているんでしょう。</li> <li>・ 教育長が読んでいただいた教育行政方針のところにも全校体制の取組の推進という言葉が入っていますが、担当指導主事の方でぜひ入れてくれと。要するに数学と英語の先生だけ頑張ればいいんだというふうな雰囲気中学校がやっている限りはこの問題解消しないということをとにかくずっと言っているんです、指導主事が。要するに学校体制としてそういうことができやすいような、例えば校内の研修の方針とか、学力向上のためのビジョンとかをつくってほしいと。そういうものになると思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これは、学力向上事業とか、学習意欲向上事業なんか一応教員の組織まで変えて取り組んできていたわけですが、その全校にというのがうたわれるとどうかなと思ったので、それは……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他教科の協力がなければ全校挙げてというのはなかなか運動としてはできないから、このことは、私はいいいことだと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あと、もう明らかにしていいと思うんですけども、実は来年佐渡市の数学の専門官が配置されることになって、今回1人数学加配をいただいたんです。その方が指導主事ではない、学校の先生なんです、学校の校務分</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・山田管理主事</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・山田管理主事</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・山田管理主事</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・山田管理主事</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・山田管理主事</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・山田管理主事</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>掌一切もたずに自分で授業をやってみせたり、ほかの人の授業を見て指導というか、アドバイスですよ、寄り添って指導。学校から離れてもそれができるといことで、今年どう使っていこうかというのはこれから下越教育事務所の指導主事もいますので、佐渡市の教育指導主事とみんなで相談しながら、使い方は検討なんです、それも含めて全校体制という言葉の中に入れてあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、2点目です。施策2の全ての学級で道徳の授業公開と書いてありますが、よく道徳の授業の充実に向けては授業参観とか、保護者にも公開ということも言われたことがあります、これはあくまでも校内研修の形での公開ですか。</li> <li>・ いえいえ、むしろ保護者に向かって、地域に。授業参観日で道徳やっているところを必ず年に1回見せてくださいみたいな、そういう思いです。</li> <li>・ そうでない。どっちなのかなど。</li> <li>・ 保護者、地域にと入れますか。</li> <li>・ 入れても大丈夫ですか。ただ私、そして100%となっているから。</li> <li>・ 現在の段階でも80は超えています。</li> <li>・ その条件はついているんですね。</li> <li>・ はい。全ての学級と言っているからそうですね。小学校は100%ですし、中学校があともう少し頑張ると100になるという、それぐらいです。</li> <li>・ 入れても大丈夫ですね。それから、施策9で①、いじめの解消が小中とも100%、その方も大丈夫ですか。</li> <li>・ 目指していかなきゃいけないだろう……</li> <li>・ 当然なんです、ただこういうのは非常に、100%になりますかといったときに、何言ってんだ、うちの子はまだこうだよというふうに言われるおそれのある結果なんです。</li> <li>・ でも、目指しているんです。</li> <li>・ 逆に100を目指して取り組んでいて、質問されたときに、本当に100になっていますかといったときに、今年は解消できないのが2件ありますとかということが、どここの学校のこういう事案ですということを教育委員会としてきちっと語れる。教育委員会がしっかりとそこにこういうふうに手当てして、何々指導主事が行ってやっているんだけど、まだだめなんだという説明責任が果たせるという、そういうことも逆に大事だということをこの100という数字の中に込めたんですけど。</li> <li>・ 考え方は2つあります。こういう事業評価というか、何とか評価というのは、評価制度というのは、改善のためにつながる評価と目標として掲げる評価数値と。よく学校現場に学校評価が入ったときに2種類あったんですね、校長先生方も。全部100%と書いた小学校がありまして、これじゃ次</li> </ul>
---	--

	<p>の年に全部先生方は達成できなかったということになるので、意欲につながらない、改善にもつながらないから、確実に達成できるところは例えば何%とってここまでできたよな、じゃもう一歩目指そうじゃないかと言いましたら叱られまして、学校が100%目指さないでどうするんだ、そういう学校経営はあったもんじゃない、こういうふうに言われた校長先生おられました、どっちもごもつともなんです。だから、そのあたりが100%本当に、目指すべきところはもちろん100%です。ただ、いじめの問題が今度道徳の教育書に全部載るとのことですが、本当に100%解消できるのかというと私は非常に難しいところがあると思ったので、例えば90%で達成されています。ただ余韻がありますという、100%さらに伸ばす必要があるという改善ならわかります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水面下に潜ってわからない分についてはいかんともしがたいんですが、明らかに表になっていて教育委員会が継続的に取り組んでいるということと、今年度もパーセンテージであらわすと90は超えているんです、解消という点では。そうすると、数値としては当然100を目指して、100にならないから、最初から90でいいという考え方のできない場所かなと思って……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これは、100以外ないです。いじめと認知したのに目指すのは90で1件逃していいんだと。10件あったら1件逃していいんだなんていう目標は、これは立てられない。これは、100以外に考えられないけれども、学習習慣で2時間以上勉強する中学生を100といったって、みんなやるのは子どもたちだから、それはなかなか成果としては難しいところがある。でもこれは、教員がやるんだから、ここはやらなきゃいかんと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全くその同じ理由で不登校の方が数値が県より若干高目に出さざるを得ないということもそういうことで、27年度がこのぐらいだったんです。ところが、今年度はこの数字は確実に上回りそうだという、現段階で報告も全部トータル出ていないんですが、今までどおりのせめて27年度並みに戻したいということでまず取り組もうという話でいるところです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生数は増えていますね。</li> <li>・ 逆にいうと小学校の調査をもっとしっかりやってくれという指導を今年度本格的に教育委員会がしたんです。今までは、長期入院とか、本当は不登校傾向もあったのに腹痛とかという病休扱いを報告したところに、本当にそうなのかしっかりと確認した上で報告するようと言ったら、今年小学校の数が本当に増えてきたんです。私どもとしては、やっとな現実的な本当の数値出してきてくれたかなと思っていて、それをしっかりと出て増えた分を今度なるべく早期発見、早期解消じゃないですけど、対応していこうということで考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほかにご質問ありますか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ これは別にいいですね。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田 管理主事</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 吉田 学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この件に関しては、先ほども言いましたように、振興基本計画の文言がきちんと固まった段階で、もう一回正誤を確認した上で各学校に発信という形でやっていきたいと思っています。ありがとうございました。</li> <li>・ それでは、次の案件に移ります。日程第 10 に戻ります。議案第 20 号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ それでは、35 ページです。教育委員会の事務局組織規則の一部を改正する趣旨ですが、今回の改正については、市長部局の組織改編に伴うもの、学校教育課の係間の事務分掌の見直しによるもの、またこれまで改正が必要でありましたが、改正がなされなかった、今回発見した等々の 誤謬を直す、そのような見直しを行いました。それでは、新旧対照表の方でご説明いたします。40 ページです。</li> <li>・ まず、一番上、第 3 条であります。先ほど異動で説明した際の庶務係と総務係、これを変更いたします。第 3 条、学校教育課です。</li> <li>・ 次の 4 です。両津学校給食センター、旧を見ますと、2、管理係という表記がありますが、実際のところ、管理係については今現在管理係を設置しているものはありません。けれども、今後両津学校給食センターも含めまして、管理係に係長が置かれる可能性もゼロではないということで、今回両津学校給食センターの管理係を全ての給食センターに拡大適用したものです。</li> <li>・ 一番下の佐渡学文化振興係、表の一番下であります。佐渡学のところに学芸係の他に文化振興係を追加してありますが、実は現に係が設置されております。規則改正がなされていなかったため、今回追加変更するものです。</li> <li>・ 次に、第 5 条、職務の関係ですが、このたびの組織改編におきまして、まず旧の表中の主幹という言葉が今回削除いたします。主幹という職名については市長部局を含めまして廃止したため、削除するものです。</li> <li>・ 次の佐渡学センター、2 行下になりますが、佐渡学センターにつきましては、一番下のところに事務局長と所長という欄がありますが、これが教育事務所の事務局長を先ほど説明したとおり所長に直すものです。</li> <li>・ また、佐渡学センターに戻りますが、以前の規則には佐渡学センターの次長の役割として所長を補佐するという記載になっております。このたび同じ表の中に事務局長から所長に変更する内容になっておりますので、新たな佐渡学センターの次長の職務としてこのまま所長という表記にしておきますと、下の所長と整合性がとれなくなるということで、あえて佐渡学センター所長と明記をするようにしました。</li> <li>・ 次のページをお願いします。一番上の事務局長補佐ですが、事務局長補佐というポストについてはこれまで全く運用がありませんでした。今後も予定がないということで削除するものです。</li> <li>・ 次に、2 段下になりますが、係長及び調査員です。まず、誤謬がありま</li> </ul>
---	---

した。係には必ず係長の配置が必要になりますが、旧の内容につきましては、係長及び調査員がともに必要な係に置くという表記になっておりました。したがって、新の方では係長と調査員を分けまして、調査員については必要な係に調査員を置くという内容に変更しました。なお、職務の内容につきましては、係長及び調査員は同様の内容となっております。同じくりであったものを2つに分けたものです。

- 次の43ページ以降が事務分掌の変更になりますが、人事異動の方でご説明しましたとおり、庶務係から総務係という内容に変わりました。今回総務に係る部分のみを総務係に残し、もともと学事指導係とか、施設係で取り組んだ方が効率的な事務もありましたので、この際それについて見直しをかけました。
- まず、庶務係はこれまで6人体制でしたけれども、今後は3人体制となります。したがって、今後の総務係の主な職務の内容については、人事管理を中心とします。人事管理、教育委員会の会議、あと総合教育会議、あと条例の制定や文書管理、叙勲等を総務係の方へ特化をいたします。逆に現在庶務係で担当しております奨学金とか、スクールバス、教材備品、学校現場のパソコン等の整備等の内容については学事指導係の方へ変更いたします。もう一つ、学校用地、今現在各学校については借地が多くありまして、借地契約の関係と教職員住宅の関係については、今後施設係の方へ移します。なお、学事指導係につきましては、当然業務量が増えますので、これまでの4人体制を6人体制といたします。施設係につきましては、総務係から先ほどの教職員住宅とか、借地の契約関係等の業務が増えますが、体制的には同じような5人体制とします。施設係については、これまで補助事業とか、学校建設等多くの事業がありましたが、平成29年度以降については相川が終了すれば一とおりの大まかな事業は終了するというところで、人員の増はありませんが、総務係の方から業務を取り込むという変更をいたします。
- 一つ一つやるとすごく長くなりますので、事務分掌の所管の変更につきましては、今ほどの方針でやらせていただきました。
- 次に、学校給食センターの関係ですが、これは47ページの一番下をご覧ください。今現在両津学校給食センターの管理係を置くことになっておりますが、今後組織の改編の中でも申しましたとおり、管理係の全てをセンターに配置することにいたします。ただ、人員の配置は今のところ一切ありません。そこで、両津学校給食センターと同様な職務の内容、(1)、(2)、(3)を全てのセンターに記載したものです。両津学校給食センターの業務の内容につきましては、略となっておりますが、同じ内容のものを載せております。
- 最後になりますが、51ページをご覧ください。51ページが事務局組織規則の改正の附則になります。旧の附則を読みますと、第2条の中に、佐渡市教育委員会事務局組織規則第5条第1項に規定する課長、次長及び事務

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 越前社会教育課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 越前社会教育課長</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<p>局長。先ほど事務局長という言葉につきましては、所長という言葉に変更いたしますので、これについて新旧対照表の方で所長と直す変更をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来個人情報保護の管理者については、佐渡市教育委員会における佐渡市個人情報保護条例施行規則というものが定まっております。この規則そのものを改正する手法が1つあります。もう一つの手法としましては、今のように附則の中で引用しておりますので、引用する先の附則を変更するという2つの方法があります。今回は、附則の内容を変更するというもので、佐渡市の個人情報保護条例の内容の案件も含めて検討するというものです。いわゆる組織規則を引用しているもう一つの規則もあわせて変更するということです。</li> <li>・ たくさんの改正ですが、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。</li> <li>・ 1つ質問させてください。50ページの教育事務所というところで、各地区教育事務所ありますが、両津地区教育係を含む、この文言は両津地区、かつてのものと今ここへ来ている、このあたりは今後のことも含めてのこの文言ですか。</li> <li>・ 両津地区の教育係については、本庁対応ということになっております。両津だけ。畑野へ来ておりますけれども、組織上は両津、教育係は本庁ということ。</li> <li>・ ということで両津地区教育係を含むと、こうなっている。</li> <li>・ はい。</li> <li>・ これはこのままです。</li> <li>・ 質疑よろしいでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第20号「佐渡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 続いて、日程第11、議案第21号「佐渡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 54ページの新旧対照表でご説明いたします。佐渡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定ですが、1条、2条の後です。第3条の職員の区分ですが、実際1号職員から5号職員までの記載があります。参考ですが、1号は所長、2号は事務職員、3号は栄養士、4号が調</li> </ul>
---	--

<p>・伊藤学校教育課長補佐</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・吉田学校教育課長</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・委員全員</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・委員全員</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・吉田学校教育課長</p>	<p>理員、5号が運転員となっております。1号の所長につきましては、実は佐渡市教育委員会の事務局組織規則内の中では、給食センターには所長を置く規定となっておりますが、給食センター条例の施行規則の表現につきましては、置くことができる規定となっております。したがって、規則間でいわゆる不整合が生じておりますので、それを是正するものです。今回の改正では、所長については必置義務が別な事務局組織規則で規定されておりますので、第1号の所長を削除した関係で2号から5号の職員を条を全て上げます。それが第3条の改正になります。第4条につきましては、所長を削除いたしましたので、新たに所長の事務分掌について第4条の第2項です。変更後の第2項の中に新たに規定をし直すものとあります。ちなみに、第4条の変更後ですが、1号から4号の職務内容の説明していましたが、新たに所長の位置づけを第4条の方で規定する関係で、2項の中に所長の任務を記載するものです。</p> <p>・ 53ページの議案第21号別紙の見出しとその次の行の条例に「施行」が2つとも抜けておりました。申し訳ありません、今確認しました。</p> <p>・ 54ページの方はありますね、施行。</p> <p>・ あります。</p> <p>・ 質疑ありませんでしょうか。特にないようですが、よろしいですか。</p> <p>・ 質疑なし。</p> <p>・ それでは、質疑なしと認めます。</p> <p>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>・ 異議なし。</p> <p>・ 異議なしと認めます。</p> <p>・ よって、議案第21号「佐渡市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。</p> <p>・ 日程第12、議案第22号「佐渡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>・ 22号別紙、56、57ページになります。57ページの新旧対照表でご説明いたします。佐渡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定ですが、本議案につきましては、2月の定例教育委員会において幼稚園業務を市長部局に補助執行させるということについて協議いただくということで、了解の議決をいただきました。その内容についての規則の改正であります。実はこの規則につきましては、平成23年度から、それまで教育委員会で事務所管しておりました文化財関係の業務を世界遺産推進課の職員に補助執行させております。その際にこの規則を制定しましたが、今回幼稚園業務を子ども若者課の職員の方に事務等を補助執行させるということになりましたので、ここに追加するものです。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li>   <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li>   <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上です。</li> <li>・ 質疑等ありますでしょうか。2月の教育委員会で議決したことの関連であります。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第22号「佐渡市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第13に移ります。議案第23号から議案第25号までは関連がありますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ それでは、議案第23号の佐渡市地域の拠点施設等整備支援事業補助金交付要綱の制定について、それから議案第24号、この補助金の交付要綱の制定、それから議案第25号の本事業を行うに当たっての活性化協議会の規約の制定について、関連がありますので、一括して説明させていただきます。</li> <li>・ お手元の事業の概要、これをもとに説明します。地域の拠点施設等整備支援事業補助金に関しましては、防災機能の強化の観点ということから、地域の防災計画上の避難所に指定している施設の修繕、改修等に要する経費について補助するというものです。補助限度額につきましては、この紙に書いてありませんが、100万円としておりまして、補助対象経費の4分の3以内の額を補助するというものです。実施期間につきましては、現在のところ平成28年度の補正予算を含めまして、平成29年度、それから平成30年度ということで3カ年の計画で取り組みたいと考えております。予算及び計画ですが、28年度3月補正ということで2,500万繰り越しということになります。29年度当初予算ということで2,500万ということになっております。30年度も同じく2,500万ということ、これは計画ということですが、3か年で取り組みたいというものであります。いずれにしましても、離島活性化交付金の活用の承認が前提ということになります。括弧書きのうち交付金というものが、承認を受けるとこれがもらえるということになります。</li> <li>・ それで、今回の目的は、離島活性化交付金の目的であります地域防災力の向上を図るということです。今回地元が管理する公民館施設ということですので、公民館施設の改修、修繕ということの費用の一部に充てていただくというものです。スケジュールとしましては、3月下旬に協議会の設立準備、それから今日審議いただいております交付要綱の制定ということになります。それから、4月から5月の2カ月にかけて、市民への周知活動、それから仮申請の受付をしたいと思っております。6月に仮申請</li> </ul>
---	---

の認定、それから任意での通知を行い、その後本申請の受付をしたいと考えております。7月から8月にかけて現地調査、そしてそれをもとに交付決定をするということです。8月下旬と書いてありますが、早くて8月中旬ころから行いたいと思っております。8月中旬ころから下旬にかけての工事着手ということで、雪の降らない12月中くらいには全ての工事を終わらせたいということを考えております。

- それで、今年度各公民館等の避難所になっているところ、なっていないところも含めてですが、補助金の要望のアンケート調査を行いました。それで、両津から赤泊ということで書いてありますが、これを足しますと227件で補助金の交付をやりたいというところが132件ということでした。金額ですが、足しますと7,160万7,000円ということでありました。約6割の公民館等の施設が修繕、改修を行いたいという要望があったことから、今回この事業につながったということです。
- 補助金の交付イメージとしましては、市の担当は社会教育課になります。先ほど言いました3月下旬ということで協議会の設立準備ですが、この後協議会を設置したいということで考えております。構成員としましては、公民館関係者を中心ということで考えております。補助金は、市から協議会にお金がおおりて、協議会から集落の方におろしていくという形であります。集落でその事業を行って、補助金が払われた後、施工業者の方に工事費をお支払いするというスケジュールとなっております。
- それでは、交付要綱についてご説明いたします。第1条につきましては、趣旨ということで、先ほど言いました地域防災の向上ということであります。それから、第2条につきましては、事業主体としましては、民間団体ということになりますし、それから補助事業者、先ほど言いました協議会という中で、この事業の補助事業者につきましては、離島活性化協議会とするということです。それから、第3条は事業の内容ということで、先ほど言った補助金の支援の額を提示してあります。それから、第4条は補助の対象ということで、国土交通大臣の承認を受けた佐渡市の計画に掲げられた施設ということで、避難所指定になっている施設ということになります。第5条は、補助金の交付申請、第6条の交付決定、第7条、交付の条件、第8条、申請の取り下げ、第9条は状況報告、第10条は実績報告、第11条は補助金の額の確定、第12条は補助金の支払いと、第13条が交付の決定の取り消し、第14条が補助事業の経緯となっております。
- 続きまして、交付要領ということで、64ページです。これは、補助金要綱に連動していますので、ご確認いただきたいと思いますが、第1条の趣旨、第2条の補助対象施設、それから第3条の事業実施主体及び補助事業者、第4条は事業の内容ということです。ここで事業の内容ということで補助対象になる経費ということでもあります。ここでは補助対象になる経費の部分の補助対象としましては、屋根、外壁、各室、玄関、それから階段、廊下、トイレ、電気設備、駐車場、給排水設備等の改修等に係る経費とい

<p>・佐藤委員長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・越前社会教育課長</p>	<p>うことです。ただし、次に掲げる経費は対象としないということで（１）から（３）があり、（１）には備品類の購入、又は修繕に係る経費、それから（２）が消耗品の購入に係る経費、（３）が公民館の分館施設等の周辺の植栽、案内板、看板等の整備に係る経費、これが対象外ということになります。それから、第５条が補助金の認定申請で、（１）から（３）ということになります。第６条が補助金の交付申請、第７条が着手届、第８条が事業の変更等の手続になりますし、第９条が完了届、第１０条が実績報告、第１１条が補助金額の制定等、第１２条が交付決定の取り消し、第１３条、その他ということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それから、次に協議会の規約です。これが先ほど私が述べました協議会の設置ということで、構成員については公民館の関係者を中心に設置したいということ。その協議会の規約ということで第１条の名称、第２条の目的、第３条の対象施設、第４条の事業ということで（１）から（５）まで。第５条で協議会の構成、第６条が協議会の組織及び役員です。第７条が役員の職務、第８条が役員の任期ということで、任期は１年です。それから、第９条は役員の報酬で、その報酬は無報酬です。第１０条は会議ということで、会長が招集するという内容になっております。第１１条が事務局ということで、事務局は佐渡市教育委員会の社会教育課に置くということになっています。第１２条の事業年度、協議会の事業年度については、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日までということ。それから、第１３条で細目事項ということで、それぞれの要綱等の規約のほかに協議会の事務の運営上必要な細目については、会長が別に定めるというものをつけ加えたものです。</li> <li>・ 以上です。</li> <li>・ それでは、新事業であります、何かご質問ありますでしょうか。当日配布なので全部目は通せないとは思いますが。</li> <li>・ 64 ページ、第４条の前のところにも公民館施設は公民館分館というふうにはほぼ限定されていると思うのですが、集落の公民館分館に安全、安心のための条件整備でできることという、例えばお年寄りが避難してきたときに熱中症を起こさないようにエアコンを設置するであるとか、あるいは停電に備えてソーラーシステムを入れるとか、あるいは蓄電システムを入れるとか、そういうことまで当てはまると考えられますか。</li> <li>・ 第４条のところ給排水施設等ということが入っております。この中では先ほど私が申し上げました防災機能の強化の観点ということですので、それが強化としてみなされるのであればそれは該当すると思います。ただ、防災の機能を強化するのがありますが、維持するというのもあると思いますので、特に雨漏りとか、例えば床が腐っているとか、そういう部分の緊急性がある部分は当然優先的になると我々は思っております。それについては、我々は別に内規をつくりたいと思っております。優先順位をつける内規をつくって、それに沿ってやっていきたいと考えております。だから、</li> </ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲川委員</li> <li>・越前社会教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>エアコンとかも該当にはなるとは思いますが、優先順位からすると低くなるのではないかなと思います。維持という部分での雨漏りとか、そういうところが一番最初に直さなければならぬと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本当にローカルな話なんだけれども、私もある集落の役員をしております、去年外壁が壊れてどうしようもないものだから、集落の皆さんに集まってもらって、地域の活性化の資金を利用しながら、みんなで外壁の修理とペンキ塗りをやったという覚えがあります。そういうのはこれに当たりそうな感じですね。</li> <li>・ 当たるとは思います。防災機能の強化という観点でいけば当然それは入ってくると思えます。</li> <li>・ ほかに質問ありませんか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。よって、議案第 23 号「佐渡市地域の拠点施設等整備支援事業補助金交付要綱の制定について」、議案第 24 号「佐渡市地域の拠点施設等整備支援事業補助金交付要綱の制定について」、議案第 25 号「佐渡市地域の拠点施設等整備支援事業活性化協議会規約の制定について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ それでは、次に日程第 16、議案第 26 号「佐渡市教育委員会委員の辞職の同意について」を議題といたします。議題となりました議案は、経過措置により適用される改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 5 項の規定に基づき、児玉委員は議事に加わることができませんので、ここで退席をお願いいたします。暫時休憩します。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【暫時休憩】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再開します。</li> <li>・ 本議案は、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> <li>・ 挙手</li> <li>・ 全員挙手であります。</li> <li>・ それでは、議案第 26 号を秘密会とすることといたします。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【秘密会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件について原案どおり辞職に同意するということにご異議ありませんか。</li> <li>・ 異議なしと認めます。よって、議案第 26 号「佐渡市教育委員会委員の辞職の同意について」は原案どおり可決されました。それでは、この結果を児玉委員及び市長に通知することといたします。議案審議が終了しました</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 吉田学校教育課長</li>   <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<p>ので、児玉委員教育長の入室を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長が着席されました。</li> <li>・ 議案第 26 号「佐渡市教育委員会委員の辞職の同意について」は、本日付で同意することを決定しましたので、児玉委員教育長にお知らせいたします。</li> <li>・ それでは、日程第 18 です。報告事項です。学校の諸問題について事務局の説明を求めます。</li> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> <li>・ ほかよろしいでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、報告事項 1 の学校の諸問題について終わります。質疑なしと認めます。</li> <li>・ そのほか事務局からありますか。入学式とか確認は。</li> <li>・ <b>【入学式に出席する委員の日程調整を行った。】</b></li> <li>・ 日程第 19、次回の定例会の開催日についてですが、事務局からお願いします。</li> <li>・ 次の定例会は 4 月 25 日火曜日、又は 28 日金曜日でお願いします。</li> <li>・ <b>【委員の都合を聞いて日程を調整し、4 月 25 日に決定した。】</b></li> <li>・ それでは、以上で平成 29 年第 5 回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">午後 5 時 50 分終了</p>
--	---